

## 第108回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和3年6月1日（火）9:30～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

椿 広計（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

菅 幹雄、成田 礼子

【審議協力者】

厚生労働省、経済産業省、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：上田課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室：沓澤室長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 議 事 録

○椿部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第108回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、朝早くから御参画いただきまして、どうもありがとうございます。Web会議形式での開催となりますけれども、よろしく願いいたします。本来、部会長の私も事務局とともに会場にいるべきですけれども、今日は諸般の事情があって、自宅からの参加となっている御不便をおかけすることを御容赦願います。

本日は、5月26日開催の第164回統計委員会において諮問された科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更についての審議を行いたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

部会の構成につきましては、参考1として名簿をお配りしておりますが、本部会の経常的なメンバーであります岩下委員、菅臨時委員及び成田臨時委員に御参加いただいております。

それでは、本日の会議資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○柳堀総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官室主査 本日の配布

資料については、議事次第にございますとおり、資料1が委員会諮問時の資料、資料2は今後御審議いただくに当たっての論点の提示、資料3は調査実施者の説明資料です。資料2及び資料3にはそれぞれ別添資料が付いております。また、参考資料として、参考1が委員等名簿、参考2は今後の日程となります。なお、資料番号は付しておりませんが、座席図と出席者名簿をお配りしております。

資料に過不足等がございましたら事務局にお申し出ください。事務局からの説明は以上になります。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、次に審議に先立って、私から3点申し上げます。

1点目は、審議の進め方になります。審議は、資料2の審査メモに沿って、事務局から審査状況と論点を説明してもらった後、各論点に対して調査実施者からの回答を踏まえ、その上で審議する形で進めたいと考えております。

第2点目は、参考2でお示ししております審議日程についてです。今回の案件につきましては、本日を含めた2回の部会で変更計画に関する審議を一通り終え、答申案の取りまとめについては書面で行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に3点目ですけれども、本日の審議は12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあります。そのような場合は、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、審議に入らせていただきます。

まず、諮問の概要についてですけれども、これにつきましては、既に統計委員会等の場で説明いただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、5月26日に統計委員会に諮問した際に、委員から御発言がありましたので、これについては、事務局から御紹介願います。よろしくお願いいたします。

○**中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官** それでは、私から、御紹介させていただきます。5月26日の統計委員会での委員からの御発言になります。

2点ございまして、まず1点目が、中村委員から、科学技術研究調査につきまして、AI分野、バイオテクノロジー分野及び量子技術分野の3分野を新たに調査するが、これらについてその把握の趣旨、従来把握できなかったものが可能となったため、追加なのかということ、それから、重複についてですけれども、既存の8分野の間での重複、新規の3分野間での重複の有無を調査するが、既存分野と新規分野の間での重複の有無は調査しないのかといったこと、それから、重複のないミニマムな結果と、従来どおりの重複を含むマキシマムな結果と両方集計するけれども、具体的にどのように結果を算出するのかを教えてくださいということで、これにつきましては、委員会で調査実施者からも簡単に回答しています。

2点目でございます。宮川委員から、これも科学技術研究調査ですが、前回答申において、サービス業におけるイノベーションについて、科学技術研究開発の範囲に含まれるものとして把握することとしたということで、調査対象企業に周知するとともに、調査結果の時系列比較に断層が生じる可能性もあるため、その点もしっかり検証してほしいと申し

上げたのですが、それについてどのような結果となったかということです。こちらについても、調査実施者から委員会の場で簡単に紹介がございましたが、この部会の場でも御確認いただきます。

私から、以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。今、紹介していただいた意見につきまして、後ほどの論点の中におおむね含まれていると考えます。これから進める個別審議の中で併せて確認しますけれども、今、この時点で何か特段の御意見があれば、よろしく願います。

御発言はミュートを外して、そのまま発言していただいて構いません。よろしく願います。よろしいでしょうか。

それでは、個別事項の審議に入らせていただきます。基本的には先ほど申し上げましたように資料2の審査メモに沿って審議を進めます。

まず、事務局から審査メモの説明をお願いいたします。

○**中村総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官** それでは、資料2の審査メモに基づきまして、私から論点等を紹介させていただきます。

審査メモの構成ですけれども、最初、元々の諮問の概要では、両調査の同時・統一の実施があり、その後、科学技術研究調査の変更、それから経済産業省企業活動基本調査の変更の順番だったのですが、審議の都合上、2番目以降の順番を変更させていただきまして、まず、経済産業省企業活動基本調査の変更についてが2番目、3番目として、科学技術研究調査の変更について進めさせていただければと考えてございます。

それでは、大きなIの「経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の同時・統一の実施」についてでございます。これにつきましては、既に諮問の概要でも紹介させていただいておりますとおり、両調査を経済構造実態調査と同一名簿・同一期日で統一的に実施することを計画しています。

審査状況でございます。アのところで、表1にございますとおり、これが現行の公的統計の整備に関する基本的な計画の中の記載になってございまして、この表の下線部、「経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する」ということで、令和4年度までに一定の結論を得るとされておるところでございます。

イでございます。今回の表2のとおり、調査計画を見直すとともに、後ほど表3が出てきますけれども、データ移送を行うことを計画しており、表2につきましては、既に諮問の概要で紹介させていただいておりますので、割愛させていただきます。

2ページ目ですが、表3を御覧願います。データ移送の対象となる調査項目でございまして、黄色の部分が、今回の変更で新たにデータ移送の対象となる調査項目になってございます。具体的には、移送元が経済構造実態調査、移送先がそれぞれ経済産業省企業活動基本調査と科学技術研究調査でございまして、まず経済産業省企業活動基本調査には資本金額を移送する、それから、科学技術研究調査につきましては資本金等の額、売上（収入）金額、主な事業の内容、これらを移送します。

右側の科学技術研究調査から経済産業省企業活動基本調査に移送するところの注2を御覧

いただきますと、これらの調査事項は、従来、資本金10億円以上の企業に限ってデータ移送の対象としていましたが、今回から企業規模にかかわらず、重複する全ての企業についてデータ移送の対象にします。

その下、ウでございます。これらにつきまして、基本計画で示された方向性を踏まえたもので、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当と考えてございますが、同時・統一の実施に当たりまして、この3調査の役割分担等をどのように整理したかを確認する必要がありますため、論点を設定させていただいております。

まず論点aとしまして、3調査の同時・統一の実施は、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の中で、どのような位置付け・役割を担っているか。

それから論点bとしまして、3調査の同時・統一の実施によりどのような効果が見込まれるか。それから、「政府統計オンラインサポートシステム」の導入により、どの程度の報告者負担の軽減が期待できるのか。

論点cとしまして、経済産業省企業活動基本調査の母集団情報を事業所母集団データベース中心に切り替えることで、今回、報告者数が約3万8,000企業から4万3,000企業に増加するとなっております。この理由を確認していただくとともに、過去の調査結果との断層が生じるおそれはないか御確認願います。

論点dとしまして、経済産業省企業活動基本調査、科学技術研究調査の調査事項のうち、基準となる期日を6月1日現在に変更していないものがあるかどうか、ある場合にその理由は何か。

論点eとしまして、経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の基準となる期日の変更によりまして、過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないか。

論点fとしまして科学技術研究調査の調査期間、これは他の2調査と少しずれているのですけれども、この調査期間をそろえることが困難な理由は何か。

論点gはデータ移送についてでございます。この中で、(a)から(d)と更に細分化させていただいておりますが、まず(a)としまして、経済産業省企業活動基本調査、科学技術研究調査において、これまで行政記録情報等を活用した実績はあるか。(b)としまして、経済構造実態調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送の対象となる調査項目は資本金額のみとなっておりますが、報告者負担の一層の軽減を図るため、移送すべき調査事項は他にないか。(c)としまして、科学技術研究調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送が可能となる対象企業数はどの程度になると見込まれるか。最後の(d)でございますが、科学技術研究調査の調査期間が他の2調査と少し異なるため、データ移送とか、審査・集計業務に支障は生じないか。これらにつきまして、御確認いただければと考えてございます。

事務局からの説明は以上になります。

○**椿部会長** どうもありがとうございました。同時・統一の実施についての論点を的確に整理いただきました。

それでは、論点に対する回答につきまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでは、論点について回答させていただきます。

きます。回答ですけれども、総務省と経済産業省でそれぞれ役割がございますので、経済産業省に時々お答えいただいたりしながら、お答えさせていただきます。

まず、論点 a の回答でございます。資料 3 の 1 ページを御覧願います。この 3 調査同時実施はどのような位置付けなのかでございます。

回答ですけれども、基本計画では、経済構造実態調査と他の統計調査との役割分担の重複是正を検討するという先ほどの論点メモの課題、それから事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とするといった課題が記されています。

これを踏まえまして、経済構造実態調査と他の企業を対象とした統計調査の重複是正の取組の第一歩、全てではなくて最初、初めの一步として、総務省、経済産業省所管の産業横断的な、今回諮問させていただいております 3 つの基幹統計調査を同一名簿・同一期日で実施する計画を立案させていただいております。各調査の共通事項の回答データを共有化することで、企業の重複回答を是正する予定としております。

特に報告者負担の大きい上場企業につきましては、独立行政法人統計センターによるプロファイリング活動の「政府統計オンラインサポートシステム」を活用しまして、3 調査を集約して一体的に実施することにより、名称・所在地等の企業識別情報や記入者情報等を含む全ての共通事項の重複回答を是正したいと考えています。

なお、従前から行われております経済産業省企業活動基本調査と法人企業統計調査、科学技術研究調査と経済産業省企業活動基本調査の間での重複是正は引き続き実施する予定です。特に科学技術研究調査と経済産業省企業活動基本調査の重複是正については、今回の同時・統一的実施により共通の母集団名簿を用いることから、従来は 10 億円以上の悉皆層だけの重複を是正しておりましたが、これからは両調査に重複する全ての企業に対する対象範囲に重複是正を広げていく、両調査で重複する企業全てに対象範囲を拡大することとしております。

別添について、現状の説明だけさせていただきます。ほぼ内容は重複しているのですが、別添の 2 ページ目を御覧願います。現状ですけれども、下の図を見ていただきたいのですが、端的に申し上げますと、経済産業省企業活動基本調査、科学技術研究調査、法人企業統計調査、それから中小企業実態基本調査については、現状可能な範囲で重複是正を実施しているところですが、経済構造実態調査は名簿、調査期間、経理事項の把握対象期間が暦年、経済産業省企業活動基本調査は年度でして、科学技術研究調査も年度です。重複是正が困難という判断をしておまして、今は何もされてない状況でございます。

今般 3 つの調査を同時実施することで、経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査、科学技術研究調査に関する重複是正を新たに開始するとともに、より強力に 3 つの調査を同時実施することで、より重複是正の範囲も拡大していく取組と御理解願います。

今の説明が論点 a の回答です。

続きまして、論点 b の回答をさせていただきます。どの程度の報告者負担の軽減が期待できるのかです。まず、経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査の重複企業は約 3 万社を見込んでおります。これらに対しては、名称、所在地、資本金について経済構造実態調査の情報を経済産業省企業活動基本調査に移送することで、重複是正を実施してお

ります。また、経済構造実態調査と科学技術研究調査の重複企業は約6,000社と見積もっております。これらの企業については、事業の種類、資本金について経済構造実態調査の情報を科学技術研究調査に移送することで、重複是正を実施いたします。

また、先ほど申し上げたとおり、科学技術研究調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送は、現在は資本金10億円以上の企業ですけれども、これを両調査の重複企業全てに範囲を広げて、重複是正を実施いたします。

更に、統計センターに調査に参画いただきますけれども、「政府統計オンラインサポートシステム」を導入します。これにつきましては、統計センターのサポートスタッフへの個別質問や、サポートスタッフとのやり取りの履歴、企業担当者の作業内容のメモや引継ぎメモの作成・保存、担当サポートスタッフ、企業担当者情報の掲載などの機能を有していただき、これらの機能を用いまして、統計センターが対象企業ごとに専任の担当者を配置して、調査への回答に対するきめ細かなサポートを行うことで、企業の報告者負担の軽減や正確な回答の確保が図れると考えていまして、この取組により、各企業がより正確で回答を行いやすい環境を整備することとしております。

現在、上場企業約5,000社を対象に、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査の2つの調査でこの取組が行われておりますが、3調査同時実施を契機に科学技術研究調査で上場企業該当約2,800社、それから経済産業省企業活動基本調査で該当約3,500社にも新たに適用することで、両調査の負担軽減を図りたいと考えています。

あわせて、基準期間が異なる可能性のある売上高、商業関連の売上高の内訳、租税公課といった経理項目についても、修正機能を付与することでデータ移送を可能とするオンラインサポート用の一体調査票を作成することで、更なる報告者負担の軽減を図りたいと考えております。

続きまして、経済産業省からお答えさせていただきます。

**○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** 経済産業省でございます。説明資料、3ページ目を御覧ください。

論点cへの回答として、経済産業省企業活動基本調査の母集団情報を切り替える。これを実施することによりまして、報告者数が3万8,000企業から4万3,000企業、約5,000企業増加することが見込まれております。過去の調査結果等の断層がこれによって生じるおそれはないかと御指摘を受けております。

これに関します回答と致しまして、○が2つ並んでございます。順番に説明させていただきますが、経済産業省企業活動基本調査の報告者数が現行の3万8,000から4万3,000企業に増加する理由といたしましては、今回の3調査同時実施に向けて、事業所母集団データベースを用いて、経済産業省企業活動基本調査の対象要件となる企業の抽出を行いました。この結果、現在の経済産業省企業活動基本調査では対象外の業種である主に建設業、運輸業、あとは情報通信の放送系とか、いろいろ現状の経済産業省企業活動基本調査で捉えられていない業種における経済産業省の所管業種、製造業とか、商業事業所を有する企業が新たに調査対象となることを見込まれることになってございます。

2つ目の○でございますけれども、過去の調査結果との断層が生じるおそれにつきまし

ては、法人番号とか共通事業所コード等を用いて、個々の企業、事業所母集団データベースから抽出した結果と、現在の経済産業省企業活動基本調査で用いております独自名簿で突合、照合する作業を行いました。その結果、両名簿に記載されている企業が約9割で、経済産業省企業活動基本調査の独自名簿のみに含まれている企業が約1割の状況でございました。更に、この1割の内数でございますけれども、経済産業省企業活動基本調査独自名簿のみに含まれるこの1割を精査したところ、そのうち7割の企業が資本金、従業者数の規模条件と、残り3割の企業が傘下事業所の業種条件等により、実際には残った1割のほぼ全ての事業所が、事業所母集団データベースの中に含まれていることが確認されております。

要は、抽出したときの時点とか、最終的に経済産業省企業活動基本調査に関しましては、資本金とか従業者の規模による裾切りがございますので、時点の違いによる状況の差異から発生している差分だという認識を持っているところでございます。基本的には、現在、それぞれの事業所母集団データベースに存在する各企業情報において、経済産業省企業活動基本調査の対象が網羅できる状況を確認したところではございますが、もし仮に詳細な突合を行った上でも経済産業省企業活動基本調査のみに存在する企業等が残った場合には、こちらを事業所母集団データベースの中に追加していただく作業を行いたいと考えておるところでございます。これらを考え、措置を講じることによって、基本的に継続的な企業は把握できると考えております。

冒頭申しましたように、当初、経済産業省の独自名簿に含まれていなかった企業に関しましては、建設業とかが、今回新たな対象として追加されることになるわけでございます。これによって断層ができることは事実でございますけれども、これらに関しましては、今後、経済産業省企業活動基本調査の利用上の注意等の中で丁寧に説明を加えて、統計の利用者に対して周知を図っていきたいと考えております。

引き続きまして、論点dでございます。4ページ目でございますけれども、経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査における調査事項のうち、基準となる期日を6月1日に変更していないものはあるか、ある場合、その理由は何かでございます。

引き続き、論点eでございますけれども、経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の基準となる期日の変更により、過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないか、これに関しまして、それぞれ経済産業省企業活動基本調査に関連する部分のみ併せてお答えさせていただきます。

まず上の論点dでございますけれども、経済産業省企業活動基本調査における調査事項のうち、基準となる期日を6月1日現在に変更していないものは存在しております。具体的には、基準となる期日での調査対象企業を判定する従業者数とか、資本金又は出資金額等の調査のうち、一時点の回答を求める調査事項については、報告者の回答のしやすさが期待できるため、直近の決算期の末時点と致しております。ただし、その事業所数については従業者数と直接連動する調査事項であるため、従業者数と同様に6月1日としております。繰り返しになりますけれども、売上高等の項目に関しましては6月1日時点ではなく、直近の決算値を用いること。従業者数とか事業所数に関しましては6月1日を用いる

ことにしております。

続きまして、論点 e でございます。過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれがあるかでございますけれども、経済産業省企業活動基本調査では、基準となる期日の変更により、事業所数、従業者数及びこれらに関連する指標、常時従業者一人当たり給与額、あとは労働生産性などがございますが、これらに関しまして、過去の調査結果との接続に支障が生じることが現実的には出てくると考えております。基準となる期日の変更により影響が出る指標等につきましては、調査公表の際に、利用上の注意等にどのような変更を行ったのかを丁寧に記載して、対応したいと考えております。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 続きまして論点 d と論点 e、総務省分をお答えさせていただきます。

論点 d の上から 3 つ目の○ですけれども、科学技術研究調査の調査事項におきましても、基準となる期日を 6 月 1 日現在に変更していないものはございます。名称、所在地、法人番号のほか、経済構造実態調査からデータ移送を行う資本金につきましては 6 月 1 日現在に変更しますが、調査結果の主な利活用と報告者への影響を考慮しまして、従業者関係ですと、特に研究に従事する者で人数を調べているのですけれども、従業者数関係は 3 月 31 日現在、研究費や国際技術交流などの財務関係は 3 月 31 日、又は、この直近の決算日から遡る 1 年間で、従来の期日・期間を維持します。

また、論点 e の回答で、過去との調査結果で断層が出るのではないかということですが、3 つ目の○が回答になりまして、科学技術研究調査では調査期日は 6 月 1 日としますが、研究者数、研究費等は、今申し上げたとおり、従来どおりの報告を求めることとしております。調査期間は 5 月中旬から 7 月中旬であり、従来と変わらないため、実質的な変更はないと考えております。このため、過去の調査結果との接続に関し、特段の支障が生じることはないと考えてございます。

1 ページおめくりいただきまして、次の論点を回答させていただきます。論点 f です。科学技術研究調査の調査結果について、他の 2 調査と期間をそろえることが困難な理由は何か。科学技術研究調査以外の他の 2 調査は 6 月末に提出ですが、科学技術研究調査だけ 7 月半ばでの提出期限としております。これに関する回答ですけれども、科学技術研究調査は研究者数や研究費について、国際基準であるフラスカチ・マニュアルに準拠しております。そのため、総括部門のみで回答しにくい細かな実態の報告を求める必要が生じております。そのことから、会計を担うセクションや研究を担うセクションなど様々な部門に照会しながら回答を作成する必要があることが既に実態として分かっておりまして、これまでも 7 月中旬までの提出期限としております。

他の 2 調査と同時に実施することでこの状況は変わるわけではないことから、本調査においては正確に記入いただき、統計精度を維持する観点から、従来の調査期間を維持させていただいております。ただし、「政府統計オンラインサポートシステム」の対象となる企業、約 2,800 社につきましてはオンライン回答をベースとした仕組みを構築し、シンプルで効果的な重複是正を行うため、3 つの調査の調査票を 1 ファイルで構成する予定としております。また、同システムを活用した統計センター個別のサポートで、短期間で正確な回



答ができる環境を報告者にも提供することができると思込んでおりますので、この2,800社分につきましては、一応6月末に提出を求めていくことにさせていただいております。

それから、論点gの(a)の経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査において、これまで行政記録情報等を活用した実績はあるかです。これは経済産業省の分もまとめて答えさせていただきますが、両調査ともに実績はございません。

次の論点は経済産業省からお答えさせていただきます。

○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長 6ページ目、論点gの(b)でございます。経済構造実態調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送の対象となる調査項目は資本金額のみとなっているところでございますけれども、報告者負担の一層の軽減を図るために移送すべき調査事項は他にはないのかという御指摘を頂いております。

順番にお答えさせていただきますが、1つ目の○でございます。両調査で重複する調査項目のうち、データ移送の対象となっている項目は、資本金額のほかに、売上高とか租税公課、売上高内訳の卸売業、小売業のみでございますけれども、存在することは想定しております。

2つ目の○でございますけれども、ただし、これらの項目は経済構造実態調査では暦年で、経済産業省企業活動基本調査では最近決算値、先ほども御説明いたしましたけれども、差異が発生しております。また、売上高内訳の卸売・小売業の回答対象事業の範囲でございますけれども、経済構造実態調査は売上高の上位15位までの事業活動・生産物分類まで、経済産業省企業活動基本調査は売上高が95%となる事業までと整理しているのが現状でございます。

3つ目の○でございますが、卸売・小売業、宿泊、飲食サービス売上高の売上高内訳についてデータ移送を想定すると、卸売・小売業に該当する事業所を有する経済産業省企業活動基本調査の対象企業は、経済産業省企業活動基本調査の売上高内訳のうち卸売・小売業の部分のみ回答不要で、宿泊又は飲食サービス事業を行っている場合は、当該事業の回答が必要となる状況でございます。卸売・小売業でない企業がこのような回答形式に対して対応することは実務上、実質的に不可能であると考えております。卸売・小売業だけを専業で行っている企業に関しては、データ移送が行える可能性があるわけでございますけれども、卸売・小売業を主業とする企業の兼業比率が68%と高い結果となっておりますのが現状です。整理しますと、卸売・小売業専業に関しましてはデータ移送ができる可能性があるが、兼業に関しましては部分的な数字となるために、単純なデータ移送ではまずいのではないかということをおっしゃっております。

上から4つ目の○に移ります。そういう状況でございますので、重複する調査項目となる売上高、及び卸売・小売業の売上高内訳とか租税公課については、調査対象期間の違いによる影響や卸売・小売業を主業とする企業の兼業比率が高いために、調査実施後に確定する専業企業のみを対象としてデータ移送することは、実務上難しいと考えております。原則として、データ移送は行わない形で整理させていただいております。ただし、新たに開発する3調査の統合の電子調査票を作る予定でございますけれども、こちらの中では入

力者の負担軽減のために当該項目、売上高、租税公課、売上高内訳において、先に入力された経済構造実態調査の調査票情報を経済産業省企業活動基本調査の調査票上に表示する機能と、入力者がそのデータを決算値に修正できる機能を設ける予定でございます。

特に、大企業が対象となるプロファイリング活動との連携により、データ共有化の可能性とか、ここで例えばと記載してありますけれども、決算値が暦年と一致する、直前というか直近の決算値自体が暦年であるところに関しましては、完全に一致する可能性もありますので、これらに関しましては負担軽減につながるという期待もできることとなります。このようなことから、引き続き、報告者負担軽減の観点から、今後、実務者で検討を行った上で、より良い方向で負担軽減に向かっていく形で取り組んでいきたいと考えております。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 続きまして、論点gの(c)について回答させていただきます。科学技術研究調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送が可能となる対象企業数はどの程度かです。

研究費につきまして、現在も経済産業省企業活動基本調査に科学技術研究調査から移送しています。このデータ移送が可能となる企業数は、今後、事業所母集団データベースから抽出した両調査の名簿をマッチングする必要があるため、確定的ではないものの約6,000企業と見積もっておりまして、現状、資本金10億円以上を対象としたデータ移送企業数約2,500社よりもはるかに増えることを見込んでおります。

それから、論点gの(d)への回答です。科学技術研究調査は他の統計調査と調査期間が異なることで、データ移送や審査・集計業務に支障は生じないかという論点でございます。

科学技術研究調査はこれまでも7月中旬を提出期限として調査を実施しており、提出された調査票の審査・集計を行った後に、経済産業省企業活動基本調査にデータ移送を行っております。今回の見直しにより、科学技術研究調査の提出期限が遅くなるわけではなく、調査結果の公表日も従来どおり調査実施年の12月としております。そのため、経済産業省企業活動基本調査のデータ移送については、少なくとも従来どおりのタイミングで行うことが可能でして、データ移送や集計・審査業務について支障がないことは、経済産業省の担当者とも、実施者との間でも確認し合っているところであります。また、科学技術研究調査へのデータ移送については、経済構造実態調査の提出期限のほうが早いことから、特段支障が生じることはないと考えております。

回答は以上となります。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして、何か御質問、あるいは御意見のある方は順次御発言願います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

菅臨時委員、よろしく願いします。

○菅臨時委員 1つは、「統一的実施」という言葉ですけれども、これは期日とかいろいろな話が出てきたのですが、見解として、これだったら「統一的実施」と言える境界みたいなものは、今どのように考えているのか。つまり何をもって「統一的実施」と呼ぶという

ことは、今後、いろいろな調査で「統一の実施」という言葉がどんどん出てくると思うのです。どれをクリアすれば「統一の実施」と、つまりこれだと必ずしも全部を一致させているわけではないですよ。同時実施すること自体はすごく意義があることで、当たり前ですけれども何回も答えなくて済むと。何回も同じものに答えることによって、報告者にストレスが非常に高まる、それはよく分かるわけです。今後、何をもって「統一の実施」と呼ぶのか、同時ということは比較的よく分かるわけですけれども、「同時・統一の実施」となったときに何をもって言えるのか、何か見解はできているのでしょうかということ、まずお伺いしたいのですが、それについてお答えいただけますか。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。これにつきましていかがでしょうか。どなたに答えていただくなかなか難しいのかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 総務省からお答えさせていただきます。今回の調査は「統一の実施」とさせていただきます。同一名簿で同一期日によって実施することで、重複データに関しては相互でデータをやり取りしながら、重複是正をしていくことが1つ、それから、調査の実施相手に送る方法としては、できるだけ一つの封筒にまとめてお送りする、この2つの条件をそろえて「統一の実施」とうたわせていただいたと御理解願います。

○**菅臨時委員** そうすると、同一名簿で同一期日で実施して、あとデータの共有化を全部はやらないにしても試みると。それと一つの封筒、これが一つの統一の実施の言葉の定義だと考えて良いわけですね。今後、これが前例になるかどうか分からないですけれども、おそらく使われると思うので、私もそれで良いと思います。同一名簿であることと、本来はサンプリングまで同一にすると、本当に統一の実施だと思うのですけれども、これサンプリングは同一ではなくて、対象の選定は違うわけですね。そういう理解で良いですか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 対象の選定はそれぞれで一旦名簿を分けてやりますが、最終的に重複関係を確認することから、名簿上は一つに合体して、各企業にどの調査が当たっているかを各担当者がそれぞれ認識できる状態にすると御理解願います。

○**菅臨時委員** カナダとかで実施している統一の実施は、要するに別々の調査だけれども、同じ名簿になっていて、サンプリングも同一にして、そうすると別々の調査だけれども、なぜか集計したときには一体となっていると。多分、そこまでを統一のと言うのだろうと思うのです。今回はそれに大分近づいている感じがあるのです。多分、それにかなり近い段階に来ているのですが、海外でよく言われている統一のということは、要するに別々に調査を実施しているのだけれども、同一名簿で同一のサンプリング、あるいは対象の選定を行うことにより、結果として出てきたものを合わせると経済センサスになっているという発想が強いわけですね。それにかなり近い形だろうと思うのですけれども、日本の場合は経済センサスがもう既にあるのでそこまでやる必要はないのもよく分かるのですが、理想的には別々の調査だけれども、そのできたものを合わせるとなぜかきれいにパーッとハマることになると思うのです。

非常によく分かりました。同一名簿で、なるべく合わせて、重複是正みたいなことを実施して、しかも手法も一つの封筒ですから、統一の実施と呼んで良いのではないかと思います。

れます。よく分かりました。どうもありがとうございます。

○**樫部会長** 菅臨時委員、論点の明確化をありがとうございました。最初の出発点の議論として非常に重要だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。岩下委員、成田臨時委員、何かコメントはございますか。

○**成田臨時委員** 成田ですけれども、こちらは特にございません。大丈夫です。

○**岩下委員** 岩下です。御説明ありがとうございました。

私自身、経済構造実態調査は結構なユーザーだと自分で思っておりまして、今回、御説明いただいた論点gの(b)の部分ですけれども、卸売・小売業、6ページぐらいですか。ここの部分の対応はしっかりして実施していただきたいという、兼業比率が高いことは御説明でも理解できたのですが、今回コロナ禍になってみて、卸売・小売業の把握が非常に重要だと改めて感じておりますので、データ移送は行わないこととして整理すると書かれているのですけれども、しっかり検討していただきたいというのが、特にこのページの部分かと思いました。以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。経済産業省、何かこの点について補足することがあればよろしく願いいたします。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** 経済産業省でございます。御意見ありがとうございます。

今、御指摘いただきました卸売業・小売業に関してのデータ移送の可能性でございますけれども、厳密に回答させていただきますと先ほど申したとおりでございます。具体的にデータ移送できるものはどんどん少なくなっていって、その資本金のみになってしまう状況であるところは、今現在の整理ではやむを得ないかと思っております。ただ、先ほどの御説明の後半でも申しましたとおり、今回、一体的実施・同時実施を行うに当たって、大企業に限定することになってしまう仕組みだとは思っておるのですけれども、オンラインサポートシステムを使って、きめ細やかに調査客体と実施者の間でコミュニケーションを取りつつ、なおかつ調査票1枚で3調査を同時に表示する。その中で可能性の高い項目に関しましては事前にデータを、例えば、経済構造実態調査の中から経済産業省企業活動基本調査に移送して表示しておく。こういうことを行うことによって、決算値が暦年である場合、若しくは専業・兼業、専業の割合が高いところとか、専業のところは実質同じ数字を申告する仕組みに関しましては、積極的に取り扱っていかうと考えておるところでございます。

よって、厳密には難しいとは言いながら可能性があり、できることに関しましては積極的に、なるべくよい数字が得られる方向で、検討を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○**樫部会長** よろしいでしょうか。

○**岩下委員** ありがとうございます。

○**樫部会長** 実質的には先ほどの5,000社ぐらいに関しては、1つの名簿で管理するということがあったし、調査も事実上一体化して行われていると考えてよろしいでしょうか。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** そうです。そうい

う設計で進めてまいろうと考えているところでございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。成田臨時委員、何か御発言はございますか。

○**成田臨時委員** こちらについては大丈夫です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

それでは、今ございましたように3調査の同時・統一の実施、統一という言葉に関してはどういう意味であるかの確認はあったところですが、本件、ある意味で今後の調査の実施について一つのスタイルを出していただいている感覚があります。前回のいろいろな指摘事項に対して非常に適切に答えていただいていることで、もちろん本来は経済統計全体がこういう形に整合化されるというか、移送などができる、重複是正できることが望ましいことだと思いますけれども、先ほど御説明がありましたように、これがまず第一歩の、最初の取っかかりの話であることも含めて、私としては、本件の対応につきましてはおおむね適当と判断させていただければと思うのですけれども、委員、臨時委員の皆様方、いかがでしょうか。

○**岩下委員** 賛同します。

○**樫部会長** 是非これからもこの動きを加速していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件に関しましては特段の大きな異論はなかったと思いますので、適当と整理させていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、審査メモの3ページからの1番、今回申請された調査事項の変更につきまして、事務局からまず御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○**中村総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官** それでは、審査メモ3ページ、Ⅱの経済産業省企業活動基本調査の変更についての1番、今回申請された調査事項の変更についてでございます。

表4にございますが、調査事項の変更内容、詳細については、別添1を参照とございまして、恐縮ですが、別添1を御覧願います。別添1は変更の前後の新旧対照表になってございます。これに基づきまして、簡単に紹介させていただきます。

まず1番目、組織再編行為の状況につきましては、諮問の概要でも紹介させていただきましたとおり、組織再編行為の類型について、現在の会社法の区分に合わせて変更するものでございます。

2番目が親会社、子会社・関連会社の状況で、変更前が、今まで子会社と関連会社の有無という形でそれを選択することだったのでございますが、左側、変更案では、所有と増減の有無ということで選択肢を詳細化してございます。こちらは所有の状況を詳細に把握するためでございます。

3番目が取引状況で、国際取引の有無と、それがあった場合にその内容を選択する項目を追加することで、こちらについては記入対象に該当するか否かを明確にするため、新たに追加される事項となります。

次のページに行ってください、4番、事業の外部委託の状況でございまして、こちらにつきましては諮問の概要で紹介させていただいておりますとおり、報告者負担の軽減を

図るために、うち、関係会社の項目について削除します。

5番目でございます。技術の所有及び取引状況で、特許権等の所有、使用状況、技術取引につきまして、その有無とか、あとは選択する項目を追加することでして、こちらにつきましても記入対象に該当するか否かを明確にするための追加でございます。

それから、元の審査メモに戻っていただきまして、4ページ目のイでございます。またでございますが、先ほどの説明の中でもあったのですけれども、これまで経済産業省企業活動基本調査では、売上高等の金額を把握する調査事項については、原則として直近年度の決算値での記入を求めています。本件申請では最近決算値、最も近い決算値での記入に変更することを計画しています。

ウで、これらにつきましては実態を正確に把握する観点、報告者負担の軽減の観点からおおむね適当と考えてございますが、調査事項の削除によりまして、結果の利活用に支障が生じることがないかといった点を確認する必要があるかと考えてございます。

それでは、論点でございます。論点aから論点dの4つ設定させていただいておりまして、まず、論点a、親会社、子会社・関連会社の状況で、項目としては②ですけれども、こちらを詳細に把握することで今後どのような利活用が想定されるかといったところ、それから論点bとしまして、取引状況、整理番号の③、技術の所有及び取引状況、⑤です、こちらを追加することによりまして、どのような効果が期待できるか、

論点cとしまして事業の外部委託の状況、項目の④です。このうち関係会社に係る調査項目を削除することによりまして、結果の利活用に支障が生じないか、

最後に、論点dでございますが、金額を把握する調査事項の基準となる期日・期間を最近決算値に変更することによりまして、消費税がどのように取り扱われるのかにつきまして、御確認を頂ければと考えてございます。

事務局からは以上になります。

○**椿部会長** どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、論点に対する回答につきまして、調査実施者から御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** 経済産業省でございます。資料3の8ページを御覧ください。ただ今御説明いただきました論点でございますけれども、経済産業省企業活動基本調査の変更について、今回、申請された調査事項の変更、論点aでございます。親会社、子会社・関連会社の状況、表4の②でございますけれども、これを詳細に把握することにより今後どのような利活用が想定されるのかという論点bもあわせて回答させていただきますので、論点bに関しましても御紹介させていただきます。

取引状況、表4の③、ii) 技術の所有及び取引状況、表4の⑤を追加することにより、どのような効果が期待できるのかでございます。論点a及び論点bの調査項目の修正・追加でございますけれども、現状の調査項目では、調査の対象となる企業が回答に該当するのか、未記入なのかが明確に判断できる設計ではないことから、実績があるのに回答いただけていない、いわゆる回答拒否に該当する部分なのか、本当に実績がないのかを明確に

しないと、全体の必要な回答が得られているかどうかの判断ができないという思いが我々としてはございました。

統計の精度向上に資するためにも、その該当する項目が売上高等みたいにほぼ必須の項目ですと、記入がないこと自体で疑義照会をかけることになるのですがけれども、今、御紹介いたしましたこれら項目等に関しましては、申しましたように回答がないパターンでも正常な扱いであることがあるために、疑義照会にかけるとか、かけないかの判断が非常に難しい状況でございました。これらの紛れをなくすことが非常に重要だと我々は考えましたので、今回、論点 a に出ている部分、親会社、子会社・関連会社の状況とか、論点 b、取引状況とか、技術の所有及び取引状況に関しまして、実際こういう行為を行っているかどうか、プレ質問みたいなことをすることによって、そういう活動がある場合には必ず数字が伴うだろうという考え方に基づいて、調査事項を追加させていただいておるところでございます。

続きまして、論点 c でございます。事業の外部委託の状況、表 4 の④のうち、関連会社に係る調査事項を削除することにより、調査結果の利活用に支障が生じないかでございますけれども、事業の外部委託状況のうち関連会社に係る調査事項を削除することについては、当該項目を利用している省庁内に、これは経済産業省、中小企業庁でございますけれども、ヒアリングを行いました。その結果、重要政策と直接関連するものではありません。結果、その削除については、省内においては同意を得ている状況でございます。ちなみに、省内以外でも、RIETI 等の研究機関にも同様のヒアリングを行っておる状況でございます。

あと、経済産業省以外の部分でございます。内閣府等の利用府省からも、経済産業省企業活動基本調査の二次利用申請等を頂いて、利活用いただいておりますけれども、ここに記載してありますように、内閣府等の利用府省からの二次利用申請の使用項目として、今回削除しようとしている項目の利用実績等はございませんので、我々としては、この項目に関しまして削除しても大丈夫だと判断をし、少しでも調査事項を削減し、記入者負担の軽減につなげたいと考えたところでございます。

続きまして、論点 d、9 ページでございます。金額を把握する調査事項の基準となる期日・期間を最近決算値に変更することにより、消費税についてはどのように取り扱われるのかという御指摘でございます。

1 つ目の○でございますけれども、現状の経済産業省企業活動基本調査は、消費税の取扱いに関しまして、報告者に対して、原則税込みでの記入を依頼している状況でございますが、会計処理上税込みでの記入が困難である場合には、税抜きの記入も認めている状況でございます。

2 つ目の○でございますけれども、2019 年調査におけます消費税込み、税抜きの記入状況を確認したところ、税込み記入を行っている企業は全体の 9 % と、約 9 割強の企業が、実質的には税抜きでの御回答を頂いているのが実態でございます。

3 つ目の○でございますけれども、従前の公表の集計表では、税抜き回答に対する税込み補正が行われていなかったと、集計結果は消費税込みと税抜きの売上高が混在している

状況でしたけれども、昨年公表いたしました令和2年調査の速報公表におきまして、一部の調査事項に関して調査項目を税込みに補正した値、これは消費税のガイドラインに基づく行為ですけれども、税込み補正したものも併せて公表すると。なおかつ平成30年から令和2年までの3年間、過去に遡って税込み補正を公表しているところがございます。

4つ目の○でございますけれども、今回の本題になりますが、その基準となる期日の変更に関する検討を行った結果でございますけれども、売上高等の数値につきましては、これまでは年度決算値、なおかつ記入を税込みでお願いすることにしていたところですが、記入者負担の軽減を考慮して、令和4年調査、今回の諮問で御審議いただいている統計調査から、最近の決算値の回答を求める形に変更したいと考えております。結果と致しまして、これは財務省で実施されております法人企業統計調査と同様に、決算値での回答に統一することになりますので、このため税込み補正值の公表は令和3年調査までの対応として、4年以降は財務省の法人企業統計調査と同様、決算値を集計・公表する扱いに変更したいと考えているところがございます。以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して、委員の皆様方から御意見を頂ければと思います。御質問あるいは御意見、よろしくお願いたします。

菅臨時委員、よろしくお願いたします。

○**菅臨時委員** まず1つ目は、未記入か回答に該当しないのかを明確にすることで、これは今後この調査事項をどうしていくかを考える上で大変重要な情報ですので、是非とも取っていただきたいとおそらくこの背景には、回答率を見るときにこれが未記入によるものなのか、本当に該当しないので書けない、書く必要がないと回答者が判断しているかが今のところ分からないため、調査事項をどのように扱って良いのか分からないと思われるので、大變的確なことであろうと思います。

一方で、1つだけ提案がありまして、回答に該当して未記入の場合は、おそらく統計法違反になってしまうわけです。そうすると回答者は、基本的に処罰はあまりないわけですが、それを恐れて、本当は該当するのだけれども該当しないとマークしてしまう可能性があると思うのです。この辺り非常に難しいですけれども、なるべく逃げ込みと言ったら良いのでしょうか、要するに罰則がなければきちんと答えると思うのですが、規定上一応罰則があるため、回答に該当しないと逃げ込んで書かないように、またはそれを事後的に検証する方法みたいなものは何か考えていらっしゃるのでしょうかというものが1つです。

第2点は、ややへ理屈ですけれども、二次利用がないという話があったと思うのですが、これは文章の問題で、二次利用申請において利用する項目がない、申請がないことから支障はないという文章になっているのですけれども、本来的には二次利用がなくても一次利用があれば良いわけですね。ただ、一次利用に関しては利用状況を的確に把握できないため、二次利用を見て利用状況を把握しているという話なので、おそらく文章としての説明とすると、利用状況が的確に把握できる二次利用申請において利用する項目として支障がないことからという文章でないはず。つまり二次利用を見れば良いのだという話になってしまうので、でも、二次利用はあくまでも本来プライマリーなユースではないので、



文章としてはおかしいかもしれない、おかしいのではないかと思います。

2点ありまして、それについて御回答いただけたらと思います。

○**椿部会長** どうもありがとうございます。回答をよろしくお願いいたします。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** 経済産業省でございます。御意見ありがとうございます。

1点目でございますけれども、確かに菅臨時委員が御指摘のように、多分、実績があると言いながら数値を記入したくない企業は発生するのではないかと考えております。ただ、その際には疑義照会等で明確に、そういう矛盾があったところに関しまして、もちろん丁寧に対応させていただいて、なるべく数字を把握する方向で努めるというのがまず1点でございます。

統計法に違反になるのではないかということは確かにおっしゃるとおりですけれども、そもそも調査票自体を御提出いただけない場合が、最初に優先順位が高いところから現れる話であって、今、菅臨時委員から御指摘があったところに関しましては、とりあえず調査票は御提出いただいた上で部分未回答ですので、正直、他の調査事項でもそういうところは結構いろいろ散在しているのではないかと、私、個人的には思っておるところでございます。

最終的にそれをどういう形で整理しようかということですが、例えば、これは今後の検討になるのですが、実績があるのに未回答であることが明確になった場合には、そこに対して、例えば補定みたいな作業を加えていくのが次のプロセスで考えられるのではないかと。今回、実績があるかないかを問わない状態で補定するということは非常に困難性が高いのではないかと考えているのですけれども、実績があるにもかかわらず数値がないところに関しましては、何らかの補定等を加えていくことによって、より精度の高い統計を作成することができるのではないかと。その方向に向けての検討の第一歩としてこの取組を行いたいという考え方でありまして。

2点目でございますけれども、確かに御指摘のとおり、二次利用においてもという言い方は端的な言い方だと、御指摘を受けて反省しているところでございます。菅臨時委員がおっしゃるように、一次利用の状況でも支障がないということ、なおかつ一次利用に関しましてはなかなか把握が難しい上に、セカンドステップとして二次利用という形のこちらからの御説明、御回答の体裁を再度考えてみたいと思っておりますので、御指摘を受けて検討させていただければと考えておるところでございます。以上でございます。

○**椿部会長** どうもありがとうございます。経済産業省、何か補足説明はありますか。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** すみません、ただ今、経済産業省の御回答だったのですけれども。

○**椿部会長** 申し訳ありません、大変恐縮でございました。今、勘違いいたしました。申し訳ありませんでした。

いかがでしょうか。菅臨時委員、今の御回答でよろしいでしょうか。

○**菅臨時委員** 結構だと思います。ファーストステップとしてこの項目を設定なさるということで結構だと思いますし、後者についてはお考えなさってくださいということで結構

だと思われます。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

成田臨時委員、よろしくお願いいたします。

○**成田臨時委員** 現在の論点にはなっていないのですが、組織再編行為の状況の変更について、今までは吸収合併って分かれていたのですけれども、合併の中には新設合併と吸収合併と2つありますが、まず分けなくてよいのかが1点と、会社分割も1つになっていて、新設分割と吸収分割があるのですが、それを分けなくてよいのかです。あと、事業譲渡の御説明が事業・資産の一部を他社に売却と記載してあるのですが、事業譲渡は全部事業譲渡と一部事業譲渡がありまして、事業譲渡の中には資産の譲渡も含むのですけれども、こちら「一部を」と記載してあるため、一部事業譲渡の話だけ把握されたいのか、それとも事業の譲渡を把握されたいのであれば、全部事業譲渡と一部事業譲渡を分けた方がよろしいのか、現行だと事業譲受が入っていたのですが、今回は入っていないのですけれども、それは把握しなくてよいのか、以上4点です。

事業の譲渡が資産の一部を他社に売却、これは資産の一部を他社に売却だけだと、これは事業譲渡ではなくて、事業として資産を含むことなので、事業の譲渡の定義も変えた方がよろしいかと思ひます。以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。この点につきましても論点と関わるのではないかと思ひますけれども、御回答を頂ければと思ひます。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** 経済産業省でございます。御指摘ありがとうございます。

正直、今、成田臨時委員から御指摘いただいた件に関しまして、この場で明確にお答えできる資料を今日は持ち合わせておりませんので、次回に御回答させていただきます。今回、我々がこの整理をした経緯と申しますか、御承知だと思ひますけれども、改正された会社法の表現に、今回の1の吸収合併の選択肢について、2の分社化と併せて会社法の定義と合致させる形で、今回の修正を行ったのが我々の思いではあるのですけれども、今、成田臨時委員がおっしゃった内容は、それをもう少し掘り下げたところで御回答すべき案件だと思ひますので、持ち帰らせていただき、次回、御回答させていただきます。よろしいでしょうか。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。成田臨時委員、本件につきましては、今、ありましたように、次回に持ち越したいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○**成田臨時委員** はい。私からの案を申し上げますと、合併だと今まで分かれていたので、例えば、吸収合併と新設合併を分けて○を付けるような方法がよろしいのではないかと。あと、会社分割も新設分割と吸収分割がありますので、報告者負担を考えると、分けて○を付けられるようにした方がよろしいのではないかと。そのように全部事業譲渡と一部事業譲渡もそうですけれども、あと、もし事業の譲受を把握されたいのであれば、事業の譲受も別建てにされた方が良いのではないかと思ひます。以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。報告者負担も考えてその種の修正が考えられるのではないかとこの御意見として承ります。経済産業省からもありましたように、成田

臨時委員の今の御意見は一応経済産業省に伝わっていると思いますけれども、その上で、次回のこの部会でもう一度回答いただく形にします。

○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長 経済産業省でございます。御意見ありがとうございます。

検討させていただき、次回御提示させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○椿部会長 こちらからも是非よろしく願いいたします。御指摘どうもありがとうございました。

岩下委員、何か御意見があれば、よろしく願います。

○岩下委員 ありません。

○椿部会長 分かりました。それでは、ほかに御意見がなければ、本件、調査事項についておおむね適当でございましたけれども、成田臨時委員からありましたように、変更後の設問の選択肢に関する分類等については、報告者負担の点から少し改定する余地があるのではないかという御意見を踏まえて、この点のみ次回に継続審議とさせていただいて、他の論点につきましては適当と整理して、1点ここを継続とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入らせていただきます。今後の課題への対応状況についてになりますけれども、審査メモの4ページ目からの2番、統計委員会諮問第103号の答申における今後の課題への対応状況について、事務局から御説明願います。よろしく願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官 審査メモの4ページの下の部分からでございます。統計委員会の前回答申における今後の課題への対応でございます。

具体的な検討課題は、5ページ目の上の四角囲みのところを御覧願います。固定資産の増減に関する項目のうち、有形固定資産の当期除却額の項目の名称を有形固定資産の当期減少額に変更することに関連しまして、次に掲げる事項を課題とするということで、①として、当期除却額を当期減少額に変更することに伴う回答状況の変化について検証すること、それから2番目と致しまして、有形固定資産及び無形固定資産に係る減少額の定義、範囲が他の統計調査と異なることを踏まえ、その関係も含めて、本調査における把握方法について再整理することとなっております。

審査状況を御覧願います。まず、有形固定資産の登記除却額の名称変更に伴う回答状況の変化につきまして、経済産業省は平成30年調査において検証した結果、特に問合せがなく、それから個票ベースで前年、29年の調査と比較しても、回答状況に大きな変化はなかったとしてございます。

それから、有形固定資産、無形固定資産に係る減少額の把握方法につきまして、経済産業省は平成31年調査、令和2年調査においても、特に問合せがなく、それから現時点において記入の支障は確認できないということで、引き続き現行の定義により把握することを継続するとしてございます。これらにつきまして、対応状況の適否等について御確認いた

できればと考えてございます。

論点は2つ設定してございまして、まず論点aとしまして、有形固定資産の当期除却額の項目名称の変更に伴う回答状況について、変更前後の回答率等も含めどのようになっているか、それから論点bとしまして、有形固定資産及び無形固定資産に係る減少額の把握方法について、定義と範囲が他の統計調査と異なることを踏まえて、その関係性についてどのように再整理を行い、現行の定義により把握を継続することとしたかでございます。

事務局からは以上になります。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、この論点に関しましても、調査実施者から御説明願います。よろしくお願います。

○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長 経済産業省でございます。説明資料の10ページ目を御覧ください。

2の統計委員会諮問第103号の答申における今後の課題への対応状況でございます。まず、論点aへの御回答でございますけれども、有形固定資産の当期除却額の項目名称の変更に伴う回答状況について、変更前後の回答率を含め、どのようになっているかでございます。本項目でございますが、先ほど経済産業省企業活動基本調査の変更案件でもあった項目と同様なイメージの項目ですけれども、経済産業省企業活動基本調査の設計上、有形固定資産の当期除却額のように、必ず数値があるとは限らない調査事項でございます。このため、有効回答率みたいなものを算出することは、比較としてできないと考えております。

ということもございまして、2つ目の○にありますように、集計結果について見る観点から、何らかの問題があるかどうかを考察しているところでございますけれども、平成29年、30年、令和元年の3か年の当該事項、有形固定資産の当期減少額でございますが、ここで記載してあるように、数字の変化としては特におかしな数字が計上されているかということも考察しても、我々としては、通常の数字なのではないかと判断をしているところでございます。

3つ目の「・」でございますけれども、有形固定資産の当期除却額の項目名称の変更に伴う回答状況でございますが、平成30年調査において、上記調査項目の名称変更に対する調査対象からの問合せは当省自体にもございませぬし、当省から委託している実施事務局宛てにも該当する問合せはございませぬでした。個票を前年と比較しても、集計値だけではなく、個々の個票を前年と比較しても大きな変化は見られなかったことから、回答状況に大きな変化はなかったと判断をさせていただいているところでございます。

続きまして、論点bでございます。有形固定資産及び無形固定資産に係る減少額の把握方法について、その定義・範囲が他の統計調査と異なることを踏まえ、その関係性についてどのように再整理を行い、現状の定義により把握を継続することとしたかでございます。

1つ目の○でございます。固定資産の増減に係る調査事項を持つ他の調査の状況は以下のとおりでございます。①と致しまして工業統計調査では、土地、有形固定資産の建物、構築物、機械、装置などの取得額、除却・売却による減少額を調査しております。無

形固定資産の調査項目は見当たらないという状況でございます。

②の法人企業統計（四半期調査）でございますけれども、こちらに関しましては、土地その他の有形固定資産、無形固定資産などの増加額、減少額を調査しているところでございます。

③の民間企業投資・除却調査（内閣府）でございますけれども、こちらに関しましては、有形固定資産の除却（売却・廃棄）の調査項目において、無作為に選んだ資産について、取得時の状況、除却（売却・廃棄）時の状況を調査しておるところでございます。無形固定資産の調査項目は見当たりません。

④と致しまして、中小企業実態基本調査でございます。有形固定資産及び無形固定資産の取得額を調査しておりまして、増加・減少の調査項目は存在しません。

続きまして、11ページ目に移ります。以上のとおり、固定資産の増減を調査項目としている統計は限られてございます。調査項目の名称に関しましては統一性が見られない状況で、更に有形固定資産の減少額を調査している企業ベースの調査となると、これは法人企業統計（四半期調査）のみという状況でございます。

次の○でございますけれども、法人企業統計（四半期調査）の調査項目を見ますと、経済産業省企業活動基本調査では総額一本での把握としているのに対しまして、土地、その他の有形固定資産、建設仮勘定等について、減価償却費、売却・滅失振替等ごとに把握する詳細な調査となっています。両調査とも調査項目名称に減少額を用いていて、双方の統計調査に回答している報告者において、記入範囲に紛れが生じて、正確な結果を得られなくなることが懸念されたのが、前回の課題に取り上げられた背景だと考えておるところでございます。

ということでございますが、本調査においては、①と致しましては、減価償却費を引き続き費用の一部として明示的に把握したいと。②と致しましては、無形固定資産との定義・範囲の同一性を保持したい。③と致しましては、従前の調査結果との時系列比較を可能にしたいと。これらの観点から、定義・範囲の見直しは行わないこととしております。その上で、法人企業統計調査との差異により支障が生じることがないように、報告者に対して、調査票に具体的な注釈を付し、正確な記入を保持するとしておるところでございます。

次の○でございますけれども、また、2019年調査及び2020年調査においても、当該調査項目について、他の統計調査との定義の違いに係る問合せは、調査対象からも利用者からも、当省実施事務局宛てに意見もなかった状況でございます。昨年度の調査研究における記入の実態に関する企業ヒアリングにおいても定義の違いに関する意見や質問はありませんでした。そのために現時点で名称の変更や他の統計調査との定義の違いによる記入者の支障は確認できないことから、調査の継続性の観点から、引き続き、現行どおりの調査項目の定義で継続把握することとしたいと考えております。

最後の○でございます。なお、当該調査項目を含めて、本調査における記入の実態に係る確認については、今後も企業ヒアリング等を継続して行いたいと考えておりますので、その中で改めて当該項目の把握方法を含めて、再度整理していく予定にしておるところでございます。以上でございます。

○**樫部会長** 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして、御質問あるいは御意見があればよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

成田臨時委員、よろしくお願いたします。

○**成田臨時委員** 有形固定資産の減少額には、除却、売却のほか減損も入りますが、それも把握されることでよろしいでしょうか。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** 基本的にはその方向です。

○**樫部会長** 成田臨時委員、今の御回答でよろしいでしょうか。

○**成田臨時委員** 資料3によると、例えば、他のところは除却とか廃棄、売却を調査されているということで減損は入っていなかったですけれども、減少額だけだと、除却と売却と減損が全部入ってしまうのです。有価証券報告書の有形固定資産等明細表の中にある有形固定資産の減少額の欄に、数字が3つ一緒に入ってきてしまいますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○**沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室企業統計室長** 経済産業省としては基本的な考え方として、例えば有価証券報告書等で作成した数値があれば、流用という言葉が悪いのですけれども、なるべく経済産業省企業活動基本調査にそのまま御活用いただくことによって、記入者負担の軽減につなげたいと考えておりますので、それぞれの企業で保有している数字をそのまま転記していただくのに一番ふさわしい数字を御記入いただきたいという考え方で整理しておるところでございます。

○**成田臨時委員** 分かりました。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。岩下委員、菅臨時委員、特にこの点につきましてはよろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、1点確認ありましたけれども、特にこの点に関しまして、課題への対応をきちんとしていただいていると整理させていただいてもよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのように整理させていただきます。

続きまして、科学技術研究調査の変更について、今回申請された調査事項の変更、調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人、その団体につきまして、審査メモの5ページの(1)の調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体の変更につきまして、事務局から御説明願います。よろしくお願いたします。

○**中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官** では、資料2の審査メモの5ページの一番下、四角囲みのところを御覧願います。今回の変更内容ですけれども、調査票甲(企業A)において、企業等の共同研究開発等を実施することを目的として、大学及び研究開発法人が出資した会社について、調査対象に追加したいということでございます。

6ページ目を御覧いただきまして、表5です。これが科学技術研究調査の調査体系(現行計画)の内容でございますが、まず調査票が甲、乙、丙という3種類がございまして、

このうち調査標甲が、企業Aと企業Bに分かれておりまして、企業Aが資本金又は出資金が1億円以上、企業Bが資本金又は出資金が1,000万円以上1億円未満の企業が対象となっております。調査票乙は非営利団体、公的機関、丙は大学等となっております。

イでございますが、本件申請では、上記の調査票甲のうち企業Aです。一番上のところにおいてこの表6のとおり、研究開発の成果又は技術に関する研究成果の活用を促進する民間事業者等との共同研究開発等を行う会社について、調査対象として追加することを計画しています。

表6が具体的に追加する会社の中身となっております。共同研究開発等を行う会社として「・」が5つほど並んでございますが、具体的には、例えば、科学技術イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する研究開発法人、国立大学法人法に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人、3つ目としまして、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人、4つ目としまして、学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法に規定する学校法人、最後は、同じく学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法、いわゆる特区法に規定する学校設置会社となっております。

下のウでございます。この調査対象にこれらを追加する必要性とか、想定される利活用ニーズについて御確認いただくとともに、当該会社に係る母集団情報をどのように整備するのかについても併せて御確認いただければと考えてございます。

それで論点ですが、7ページ目の一番上の四角囲みの部分でございます。大きく3つ、まず論点aとしまして、今回の調査対象追加の背景とか、当該変更により想定される利活用は何か、論点bとしまして、調査対象を追加するに当たりどのような母集団情報を使用するのか、また、当該母集団情報についてどのように更新するのか、それから論点cとしまして、今回の変更によりまして、(a) 標本設計はどのように見直すのか、(b) 集計内容はどのように見直すのか、(c) 調査結果の時系列比較に支障は生じないか、利用者に混乱が生じないよう変更内容をどのように周知することを想定しているかでございます。

事務局からは以上になります。

**○椿部会長** どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして今の論点に対する回答につきまして、調査実施者から御説明をお願いいたします。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 総務省から回答させていただきます。

まず論点aの今回の調査対象の追加の背景や、当該変更により想定される利活用は何かです。お答えさせていただきますと、今般、産学連携とベンチャー創出、成長力の強化の狙いの一つとしまして、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」が改正されました。これによって、出資等を行うことができる研究開発法人が追加されております。また、出資の対象として、研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する民間事業者等との共同研究開発等を行う者が含まれることが明確化されてございます。また、国立大学法人法施行令、地方独立行政法人法施行令の改正が行われて、研究開発法人と同様に、国立大学や公立大学もこのように研究成果を活用する民間事業者との共同研究を行う際の出資等を行うことが可能となっております。

これらに先立ちまして「日本再興戦略2016」では、企業から大学、国立研究開発法人に対する投資を2025年度までに現在の3倍にすることを目指すといったKPIが設定されております。このような状況を踏まえまして、産官学連携の更なる活性化を促す方策を講じるため、大学及び研究開発法人が出資した会社、「大学等出資会社」と呼びますが、こちらへの資金の流れも正確に把握して、きちんと行政ニーズに対応して、更に増やすためにはどうしたら良いかという施策もきちんと考えなければいけないため、これらの法人に対する研究資金の流れを正確に把握する観点から、悉皆調査として調査対象に追加することとしております。

この変更による結果の利活用と致しまして、今申し上げたKPIのフォローアップの基礎資料となるほか、産官学連携とベンチャー創出、成長力の強化に向けた政策の基礎資料として、内閣府等においてしっかりと使っていただけるものと想定しております。

それから、次の論点bへの回答です。調査対象を追加するに当たり、どのような母集団情報を使用するのか、また、当該母集団についてどのように更新するのかについてお答えさせていただきます。

大学と研究開発法人の出資等の拡大が全面的に可能となることは、令和3年4月1日からです。これを踏まえますと、事業所母集団データベースには自動的に大学等出資法人も法人ですから、最終的には事業所母集団にも入ってくるのですが、確実に把握する観点から、内閣府、文部科学省から協力を頂きまして、毎年、調査対象となる企業の情報の提供を受けて、確実に悉皆で調査できるように措置いたします。中身ですけれども、研究開発法人が出資する会社につきましては、内閣府が独立行政法人等を対象に毎年実施している行政記録を把握する調査とさせていただきたいと思っております。この調査の情報提供を統計局が受けることになっています。

それから、イとして大学が出資する会社につきましては、文部科学省が大学等を対象に毎年実施している、行政記録を把握する調査と御理解いただきたいですけれども、この調査を通じて文部科学省から統計局に、大学関係、私大も含めて情報提供を頂くということで、確実に捕捉して調査対象に加えていく対応をしたいと考えております。

次の論点cについてお答えさせていただきます。14ページを御覧願います。まず、論点c(a)の標本設計はどのように見直すかですが、今申し上げた大学等出資会社は、研究開発費の把握において極めて政策上重要と政策官庁からも要請を受けていて、悉皆調査として設定いたします。その上で調査対象企業数は、従来と同様に1万3,500企業としまして、大学等出資会社以外の企業につきましては、事業所母集団データベースと過去の調査結果を基に作成した母集団情報に基づきまして、研究活動の有無2区分、資本金階級4区分、産業区分40区分のクロスからランダム・サンプリングをすることになります。なお、10億円以上は悉皆としています。

論点cの(b)、15ページを御覧願います。大学等出資会社等追加に合わせて集計内容をどのように見直すのかでございますけれども、大学等出資会社については会社企業であることから、もちろん他の企業と合わせまして、産業別、資本金階級別、従業者などの基本的な集計を行って、まず企業として表章させていただきます。その上で作成する総括表で



は、下の絵のイメージ、御覧になって赤枠で囲っている左側ですけれども、大学等出資会社を企業の内数として特出しで表章いたします。また、分析表では大学出資会社等に絞って細かな集計を行って行って、情報の提供に努める予定としております。

次の論点cの(c)にお答えさせていただきます。今回の変更で、時系列に段差が生じないですかということです。これに対しては、現時点では大学出資会社の数が非常に少ないと、限定的であることから、令和4年調査に関しては時系列で段差が生じるほどの数はないと考えておりますけれども、もちろん定義、調査対象と悉皆で加えているわけですから、ホームページ、報告書に変更内容が利用者に分かる形で明示して、利用者の混乱がないように対応していくことを想定しております。

とりあえず、回答は以上となります。

**○椿部会長** どうもありがとうございました。それでは、ただ今の論点に関しまして、何か御質問、あるいは御意見のある方はよろしくお願ひいたします。

簡単な質問ですけれども、令和3年4月1日から出てきた制度に対しての集計を政策的に行うためにこういうことを行っているということで、基本的な考え方はよろしいわけでしょうか。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** そのとおりです。

**○椿部会長** それですから、また断層もなかなか生じないだろうということなのかもしれませんが、他に何か御質問等があればよろしくお願ひいたします。

特にこの点はよろしいですか。

それでは、この点に関しましては政策目的ということもあるようですので、適当と取りまとめさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、審査メモの7ページからの(2)調査事項の変更及び(3)集計事項の変更につきまして、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

**○中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官** では、審査メモの7ページの真ん中、(2)調査事項の変更でございます。四角囲みの部分です。国際基準(フラスカチ・マニュアル)における勧告内容とか、科学技術に関する施策の動向等を踏まえ、調査事項の追加や分割等を行うことを計画しております。

審査状況のアでございます。本件申請では、表7のとおり、国際基準(フラスカチ・マニュアル)とか、科学技術に関する施策の動向等を踏まえ、調査事項を変更することを計画しています。

表7につきましても、詳細については、別添2を参照となつてございまして、恐縮ですが、別添2をまた御覧いただき、こちらに基づいて紹介させていただきます。

1番目が研究関係従業者数でございまして、こちらにつきましては諮問の概要でも紹介させていただきましたとおり、マニュアルの中で内部従業者と外部従業者に分けて把握することが勧告されていることを踏まえて、内数として労働者派遣法に基づく派遣労働者、その中のうち女性を把握します。

次が2番目でございます。研究者の専門別内訳でございまして、従前は数学・物理につ

いて数学と物理に分ける、それから3番目と4番目で、社内（内部）で使用した研究費として、土地・建物を細分化する、あと先ほど申しましたとおり、その他の経費の中で、うち派遣労働者に関する費用を把握することとします。

それから、5番目と6番目につきましても、諮問の概要で紹介しているとおりでございますが、新たな3分野を把握することと、あとは重複の有無について把握することとします。

次のページの⑦と⑨でして、社外（外部）から受け入れた研究費で、こちらにつきましても海外の中で、政府機関と民間非営利団体を追加することで、こちらについても概要で紹介しておるところでございます。

その次が、⑧でして、社外（外部）から受け入れた研究費でございますが、概要では紹介していなかった部分でございますが、これは政策的に民間会社からの受入れ研究費に関する詳細なデータ把握が求められているため、この会社から受け入れた研究費の名目で、共同研究費、受託研究費、それから寄附金でそれぞれごとに記入していただくものを追加します。

最後のページは⑩、⑪でして、社外（外部）へ支出した研究費で、こちらにつきましても海外部門の中に政府機関と民間非営利団体を追加することで、前の④と⑨と基本的には同じ変更内容となります。

これらが調査事項の変更の一覧でございますが、また、審査メモに戻ってください。

審査メモの9ページ、イのところでございます。これらについては国際比較可能性の向上等に資するもので、おおむね適当と考えてございますが、この変更の必要性等を改めて御確認いただくとともに、調査事項の削除等によりまして、更なる報告者負担の軽減の余地がないか御確認いただく必要があるかと考えてございます。

論点ですが、論点aから論点eまで、5つ設定させていただいてございます。まず論点aとしまして、今回追加する調査項目として、表7の中の①、③、⑤、⑦、⑧及び⑩、及び分割する調査項目、表7の②及び④について、どのような利活用が想定されるのか。

論点bとしまして、特定目的別研究費、表7の⑤の項目において、新たに把握する3分野に計上される研究費のうち、既存の8分野の中で把握していたものはあるか、ある場合、どの分野に計上されていたか。

論点cとしまして、特定目的別研究費、今度は表7の⑥ですけれども、他分野との重複欄の追加について、(a)としまして、既存分野内、新分野内での重複を把握する必要性は何か、既存分野と新分野の間での重複も考えられるのではないか。これは先日の統計委員会での中村委員の問題意識とも重なる論点かと思えます。それから、(b)としまして、次回から集計予定の重複のない集計結果、あと、従来集計結果の両方を用いることで可能となる多面的な分析とは具体的にどのようなものを想定しているのか。また、どのような利活用が想定されるのかといったところでございます。

論点dと致しまして、社外（外部）から受け入れた研究費、表7の⑨、及び社外（外部）へ支出した研究費、表7の⑩の項目において科研費等公的資金に関する取扱いを変更することにつきまして、(a)従来どのような取扱いとしていたのか。(b)記入の手引の記載内容は、報告者にとって紛れが生じないものとなっているか。また、正確な記入を確保す

るため、記入の手引ではなくて、調査票の中に注釈を付す必要はないか、さらに（c）としまして、今回の変更によりまして、過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないかといったところでございます。

最後に論点 e でございます。調査事項全体についてございまして、今回、かなり調査事項の追加が多いため、なかなか報告者負担が重くなるようなところが想定されるのでございますが、報告者負担軽減の観点から削除等の余地はないかについて、御確認を頂ければと考えてございます。

あわせて、（3）集計事項の変更が最後にございまして、集計事項につきましては基本的に前回調査を継承するものでありまして、ただし、前記 1（1）及び（2）の変更、つまり調査対象の追加とか調査事項の変更に伴いまして、集計内容に変更が生じることが想定されることから、これらにつきましては、1の（1）及び（2）に係る審議の中で確認することよろしいかと考えてございます。

事務局からは以上になります。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、これにつきましても論点に対する回答につきまして、調査実施者から御説明願います。よろしく願いいたします。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでは、回答させていただきます。資料 16 ページを御覧ください。

まず、論点 a の今回追加する調査事項、表 7 の①が人数関係、研究者の人数の外部の人員との分割、③が人件費の分割、⑤が特定目的別の新たな研究費の分野の追加、⑦、⑩が社外から受け入れた、又は支出した場合の海外区分の分割、今は海外のその他になっている政府機関と民間非営利団体を分割します。

表 7 の②は、同じように研究者の内訳、④が有形固定資産購入費用の内訳についてとなっています。これらがどのように利活用されるのかですけれども、まず人関係、人件費関係等ですが、その他も含めて、フラスカチ・マニュアルで求められている国際基準に対応することで、OECD等のデータ提供に当たり、これまで若干異なる定義で注を付けて御提供させていただいていたもの、若しくは提供できないとしていたものについて、求められているデータを提供することができるようになります。これによりまして、我が国の研究開発のデータに関する国際比較性向上が見込まれまして、例えば我が国の研究開発を担う研究人材の分析などを諸外国と比較しながら分析する、といった更なる活用が見込まれます。

それから、⑩は⑦と合わせまして、研究開発に関する資金流動を見るための項目でありまして、我が国の研究開発における資金流動の分析に活用されるものと想定しております。表 7 ①関連の図を御覧願いますが、労働者の関係で、現状は外部組織からの従業者も含む人数を、注付きで提供させていただいたものが、今後、外部組織からの従業者を差し引きことで組織内部の従業者数を提供できるということ、それから③と④の関連、現状ですが、○に注を付したり×になっていたりする部分がございます。労働者に関しては、外部の人間をきちんと把握して御提供することができるということ、それから、土地と建物を分け

ることで、きちんと×を○として提供することができるということです。

次のページを御覧になっていただきますと、⑦の関係ですけれども、海外の区分に関して、政府組織、非営利団体とをきちんと分けて提供することができるようになります。

表7の②ですが、これは研究者の専門分野の内訳になりますけれども、現在は数学・物理となっているものを数学と物理に分けます。これにつきましては、AI技術等の普及や量子技術の進展に伴いまして、それらの技術の基礎となる数学と物理分野の各セクターにおける研究の重要性が高まっていることから、その動向を詳細に把握するために分割したものであって、AI技術や量子力学分野の振興のための基礎資料として、各省、行政機関の中でもいろいろその他の分野でも使われるものと想定しております。

それから、表7の⑤です。今般、3分野を追加しております。この3分野が、AI、バイオテクノロジー、量子技術です。これらは「統合イノベーション戦略2020」において、戦略的に取り組むべき基盤技術と位置付けられています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」においても戦略的な分野と位置付けられて、当該分野の研究開発の計測につきましても併せて閣議決定されています。政府として把握するべきとなっているため、これらの政策を進めていく上での基礎資料として、行政的にも活用されるものと想定しています。

なお、戦略分野にはマテリアルも含まれております。これにつきましては、従来から把握している8分野の中に物質・材料分野とナノテクノロジー分野が既に研究費として把握されておりまして、これではほぼ代替できることから、関係行政機関とも相談して、時系列も考慮し、マテリアルについては物質・材料分野、ナノテクノロジー分野の2つで引き続き計測していくこととしております。

最後に、⑧ですけれども、会社から受け入れた研究費の名目を3区分で把握することとします。これは何かというと、受け入れた費用につきまして、共同研究費、受託研究、寄附としているのか、この3つの区分で把握するということです。この把握に関しては、「日本再興戦略2016」において設定された企業から大学、国立研究開発法人に対する投資額を2025年までに現在の3倍にすることを目指すといったKPIが設定されています。非常に厳しい目標となっておりまして、どうやったらもっと投資が増えていくのかを政策的に考えていくために、会社からの受け入れ額を細かく把握しないといけないという政策上のニーズから把握するものですので、フォローアップの上での基礎資料として使われることを想定しております。

続きまして、論点b及び論点cの(a)です。論点bにつきましては、特定目的分野の項目において新たに把握する3分野に計上されている研究費のうち、既存の8分野の中で把握していたものはあるか、ある場合はどの分野に計上されていたか、それから論点cの(a)ですが、特定目的研究費の項目において、他分野と重複欄を追加することについて、既存分野内、新分野内の重複を把握する必要性は何か。既存分野と新分野間でも重複が考えられるのではないかという指摘のお答えになります。

まず、新たな3分野と既存の8分野につきましては、19ページに分野の中身を掲載させていただいておりますけれども、既存8分野はライフサイエンス分野、情報通信分野、環境

分野、物質・材料分野、ナノテクノロジー分野、エネルギー分野、宇宙開発分野、海洋開発分野が政策上セットされているものです。今回、新たにAI分野、バイオテクノロジー分野、量子技術分野が追加された状況になっております。

これら右と左でどう重複しているかですけれども、18ページに戻っていただきまして、新たに把握する3分野と8分野の関係性については、それぞれの定義からすると、AI分野は既存の情報通信分野、バイオテクノロジー分野はライフサイエンス分野とナノテクノロジー分野、量子技術分野は情報通信分野とナノテクノロジー分野に計上されていた可能性があるかと我々としては分析しているところです。

また、分野間の重複に関しては、複数の分野にまたがる研究では研究費を明確に分けることが難しい場合がありますので、分野間で金額が重複しても構わないといった設計と申しますか、運用で調査を実施させていただいております。そのため、各分野の研究費は、他の分野も含まれた過大になっている値があると考えてございまして、過去には行政機関からも重複を含むので使えないといった指摘を受けたことがあります。現状では、複数分野に回答があった場合には重複の有無すらも把握できていないため、他分野との重複欄を追加し、重複の有無を把握することで、より有用な結果が提供できて、より良い分析につながるのではないかと考えたものです。

なお、新分野はいずれも既存分野と潜在的な重複関係にあることから、既存分野と新分野の間の重複を含めると、新分野では全て重複ありとなってしまう可能性が高いため、既存分野又は新分野間それぞれに限って、限定して重複を把握することとしております。

cの(b)について20ページを御覧になっていただきたいのですが、新たに追加した重複の有無に関して、次回集計予定の重複のない集計結果と従来の集計結果の双方を用いることで、可能となる多面的な分析とは具体的にどのようなものを想定しているのか、また、どのような利活用が想定されるのかです。重複のない集計結果とは、他分野との重複欄に回答がなかったデータのみを用いた集計でして、現在の集計イメージは、産業ごとに、それぞれの分野ごとにとにかく積み上げているということですが、それぞれの分野ごとに他の分野との重複がないといったものだけを積み上げ、これを全産業一本で表章することを想定しています。

これが分野別研究費に関するミニマム、最低限これ以上はあるはずだという統計になります。これを従来の統計表に加えることで、従来の集計値との比較が可能となって、各分野における重複の程度やより適切な研究費の分析が可能になると考えております。また、文章には書いておりませんが、ヘビーユーザーの学識者の方には、マイクロデータを相当提供させてもらっていますので、マイクロデータの利用から重複についても把握できるといったメリットも考えています。

また、これに関して統計局ホームページは報告書にそれぞれ集計値に関する説明を掲載して、数値の特性を踏まえて利用いただくよう、実際の研究費はミニマムではないので、これが最低ラインですともっと上の方にあるはずなので、きちんと注意事項として、統計表の数値に関しては注意して使っていただくように心掛けたいということでもあります。

次の論点d(a)ですけれども、科研費を中心とした公的資金の取扱いについて、調査

票の変更ではありませんが、取扱いを変更させていただきます。論点として、今まではどういう取扱いをしていたかです。

下の図が分かりやすいため、下の図も含めながらですが、複数機関を経由する研究費については、受領した金額又は支出した金額を正確に把握する観点に重点を置いて、外部から受け入れた研究費では直近の支出元の組織、外部へ支出した研究費では、直近の支出先の組織に該当するものを記入いただいていた。端的に申し上げますと、AとBという先生の共同研究が科研費で採択されたといった場合に、代表研究者がAで、私立大学の先生だったとすると、私立大学の先生に1,000万円をお渡しして、共同研究者たる国立大学の先生BにそのA先生が500万円を渡していたことを想定している図でございます。これで何が起こっていたかということ、結論からいくと、科研費がAとBに500万円ずつ渡って研究費として使用されたという事実ですが、実際の記入は、立てつけはAに一回1,000万円を渡して、AからBに500万円が回付されていますので、Aが所属する私立大学からBが所属する国立大学の研究費が渡っているという集計をしていたと。科研費でもそういう集計をしていたということでもあります。

今後は、一番美しい公的資金の把握の流れとしては、科研費を出す独立行政法人から、AとBにそれぞれ500万円ずつ渡して使ってもらったという流れが非常にきれいで、かつフラスカチ・マニュアルの精神にもものっとっていますので、今後はそのように記載してもらおうように調査の運用を改めたいということでもあります。

この変更に関して、論点dの(b)、次の22ページですけれども、それでは、このような変更に対して記入の手引の記載内容が報告者にとって紛れが生じないものになっているか、また正確な記入を確保するため、記入の手引ではなく、調査票の中に注釈を付す必要はないか、という指摘であります。

これにつきましては、科研費等の公的資金の受入れにおける注意事項として、調査の手引などで主な公的資金の制度を列挙しつつ、記入方法を下のイメージで案内することを考えております。また、従来から調査票の1面には、記入の際には調査票記入上の注意を参照する旨を記載しておりまして、同様に外部から受け入れた研究費及び外部へ出資した研究費の回答に関する説明文にも、科研費等公的資金に関する取扱いについても調査票記入上の注意を参照する旨、調査票にはこれだけ記載するスペースがないため、科研費等の場合は、「調査票記入上の注意」を参照して記載してくださいということを調査票にきちんと記載する対応をしたいと考えております。

次のページ、論点dの(c)です。今回の変更によって、過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないかです。

公的資金の取扱いを変更することで、国から研究資金の流れをより正確に把握できるけれども、科研費は大きいため、過去の結果との連続性に影響を与える可能性はもちろんあると思っております。これにつきましては、統計局ホームページや報告書に変更内容をきちんと分かりやすく明記することで、利用者の混乱が生じないように対応していきたいと考えております。

最後に、論点eの調査事項全体について、報告者負担の軽減の観点から削減等の余地は

ないかといった指摘であります。

これへのお答えですけれども、今回の変更案では、国際基準への対応や調査結果の利活用の視点から検討を行った結果として、調査事項を増やす一方であったということでありますが、調査実施者としては、負担軽減も非常に重要な論点であると考えております。検討すべき視点等具体的な方針をお示しいただければ、今後に向けまして、調査事項の削減について検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しても、御質問あるいは御意見のある方は御発言いただければと思います。私のようにアカデミアにいる人間にとっては非常に身近なことではあるのですけれども、是非よろしく願いいたします。

1点、最後の話に関わるのですけれども、今ちょうど申し上げましたが、私のように大学共同利用機関法人とか国立大学法人にいる者にとっては、今のような調査項目が増えていくことについてはそれほど負担はなく、日常的な操作だと思うのですが、民間の研究開発に関しては相当負担が重くなっているのではないかという印象は若干あるのです。その点は、今回の諮問・答申に関わるかどうか分かりませんが、最後の論点eについては、研究開発法人等ではないところでこういうものに関してどのように扱うか。御承知のように、科学技術研究調査は、大学関係はほとんど今までも全て回答していただいているけれども、民間の方の回答率がいろいろな意味で若干問題があったのではないかと思うのですが、論点と外れているかもしれませんけれども、発言させていただきました。

菅臨時委員、よろしく願いいたします。

**○菅臨時委員** 報告者負担ですけれども、今、事例をお見せいただけたものは、科研費と記載してあるのです。いわゆる行政記録情報ではないかというのが個人的な見解で、科研費等は、要するに紙媒体しかないとかそういう感じの行政記録情報ではなくて、もうかなりデータベース化されていると。正直言って、調査をかけるよりも科研費の報告をそのまま集計した方が良いのではないかと直感的には思われるのです。何を言っているかということ、例えば、科研費等に関しては行政記録情報の利活用を、そのほかにも国の科研費等は多分かなりデータベース化が進んでいるため、わざわざ無理して調査するのではなく、要するに結果だけ、科研費の報告書に該当するものをまた書き写すだけだと。ですから、科研費のデータベースをそのまま集計すれば良いような、逆に言うと調査する必要がないのではないかと個人的には思うのですが、これに関して何か御検討をなされた経緯はありますか。

**○樫部会長** これはいかがでしょうか。科研費に限らず、研究者は今こういう情報をかなり内閣府に提出させられているのではないかと私も個人的には思うのです。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 確認してみたいと思います。どんな情報が世の中にあるのか確認させていただきますが、現在、フラスカチ・マニュアルで推奨されているものは、資金を出した側の統計ではなくて、使っている側の統計を求められていますので、きちんと使用している、実際に使った研究費を把握する必要があるという精神が

あって、こういう運用になっていることは御理解いただきたいと思います。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○**菅臨時委員** あともう1点。これはややごり押しっぽいのですが、研究者の専門領域が示されているのですけれども、何を言いたいかというと、統計学はないのでしょうか。ただ、統計学は基礎科学ではある、もっと言うと、今のデジタルとかそういう話になってくると基礎学問ではあるため、あっても良いのではないかとも思っておるのですが、もしよろしければ御検討していただけたらと思うのです。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。科学研究費上では統計科学、経済統計といろいろなところに散らばっていることは承知していますけれども、科研費では、例えば、統計科学は情報学に入れられて、アメリカの職業分類だと統計学は数学職に入れられていて、いろいろな考え方はあると思うのですが、確かに将来統計が入る、将来というか、本当は今回も入れれば素晴らしいと思いますけれども、将来そのようなことが起きればとは思いません。これも調査実施部局で御意見とかございますか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 現状の整理だけ申し上げます。立てつけとしては、大学の学部・学科で主要なものを並べていると御理解願います。ただ、政策上必要であれば我々としてはもちろん把握は可能だと思いますので、統計委員会として絶対必要だという意見があるようであれば、検討させていただきます。

○**樫部会長** 将来、そのように統計が独立するようになるところになればと思いますけれども、今、これは議事録に残すというより余談かと思いますが、確かアメリカ労働統計だと統計家は数学職15の1041というコードが付いています。統計職というのがあると思います。ただ、その上に数学職大分類で入っていると思います。今回、少なくとも統計に近いところが、統計が物理からは分離できたということなのかもしれませんけれども、いかがでしょうか。ほかに御質問等があればよろしく願いいたします。

岩下委員、よろしく願います。

○**岩下委員** 御説明ありがとうございました。開発研究費、科学研究費、いろいろ言い方はあると思うのですけれども、個人的に日本経済を予測したりする仕事なのでいろいろ思うことは、経済対策等が出て、政府がデジタル化とグリーン化を促進すると言っているいろいろな基金を作るのですが、結局その基金がどのように使われているのかと、まだこれからですけれども、それが見えないことは正直思っていたので、このような統計がうまく活用できるようなものにまでレベルアップしていただけるとありがたいというのが、いろいろ聞いていた率直な感想です。よろしく願います。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。この件につきましても何か事務局で回答はございますか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** できるだけ分析できるように統計を作っていきたいと思っています。

○**樫部会長** いかがでしょうか。ほかに何か御質問、御意見等があればよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。本件につきまして、先ほど菅臨時委員からありましたように、一



部の公的資金の流れについては行政情報等を活用した方が良いのではないかという意見だけ。菅臨時委員、これも次回、先ほどありましたように御確認いただくことでよろしいですか。

○菅臨時委員 結構でございます。

○樫部会長 私の認識では一人の研究者が全てどういう公的資金なり外部資金を頂戴して、それによってそれぞれがどうなったかも、内閣府は一人一人でもう全部分かるような仕組みにしたと認識しているのです。一応、公的統計とは別の意味で、どういうことが起きているかも含めて、次回、少し御回答いただくのがよろしいかと思えます。

よろしいでしょうか。一応、その点、先ほど菅臨時委員からお示しいただいたことだけペンディングにして、それ以外につきましては、今回は適当と判断する。ただし、調査者負担に関してはかなり重くなってきていることもあるため、今後も含めて見直しの方法論、観点を整理すべきと整理したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅臨時委員 1つ、報告者負担のところは大きな懸念材料で、一番問題があることはこれを書くために本業ができなくなる場合で、要するに研究費のそのような書類を作成するだけでも、それが大変で研究ができないとか、そういうことがあるのであれば考える必要があるのでしょうか。

○樫部会長 研究者がこれをするのでは本当に大変なことになりますね。

○菅臨時委員 懸念することは、このように詳しく調べれば調べるほど、逆にそれを研究する日というか、それを整えたりするのに時間がかかって本質的にできないと思うのです。よく言われていることは、海外だとこれを書くのに何分かかりますかについて、別途、横に書く欄があって、それで何分かかり、時間を超えている場合は減らさないというのが、アメリカだったら行政管理予算庁から出てくると思うのですけれども、できればどれくらい大変ですか、記入時間はどれくらいかかりましたかみたいなことを分かるような形で、それを基準に、例えば本来1時間以内で終わるはずのものが2時間かかっているというのと、減らさないとかそういうのがあると良いと思うのです。

むやみやたらと減らす必要はないと思うのですが、本業というか、本来研究するのがメインのはずなのに、これに足を取られて、とてもそれどころではないみたいな話になって、多分、これを書くのに一日かかるというのと、もう本当にばかばかしいと思われるので、その辺り配慮をすると、できれば何かの形で記入時間とか、数値的に表現できる負担が分かればそういう議論がしやすいのではないかと思います。

○樫部会長 どうもありがとうございます。おそらく国立大学とかに関しては、事務が完全に一定の期間これに対応していると承知しています。実際先ほど言いましたようにこの事務が、例えば私たちの研究所の事務部がどれくらい負担したかという情報を私は個人的に報告を受けていますので、確かに菅臨時委員のおっしゃることは非常に大きな問題だと思いますし、本当は統計調査の系統ではなくてできるのではないかということについても、全ての法人でできるかどうかは別として、次回、もう一度議論させていただければと思います。

一応、報告者負担に関しましてもう一度少し議論することも含めて、今回、その他の点

に関しては項目の問題がありますので、現時点では何とも言えませんが、議論が行われた形で、次回この件がおおむね適当なのか、もう少し改善の余地があるかについて、もう一度議論させていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今日の議論に関しまして、前半の方で、もちろん同時調査は今回非常にチャレンジなことですけれども、これに関しては定義の問題とか、卸売・小売業のデータ移送に関して適切な精査いただくことがありましたが、ここは適当と整理させていただきました。

経済産業省企業活動基本調査に関して、先ほど、調査項目については、成田臨時委員から御指摘があった点については調査実施者で持ち帰って検討していただくということがあります。それから、論点の回答の仕方について若干問題があるのではないかとということも菅臨時委員から御指摘いただいたところです。科学技術研究調査に関しましては、正に先ほどの問題です。報告者負担のこと、行政記録情報の活用によってもう少し調査負担が削減できるのではないかにつきまして、次回までに少し状況を調べていただいて、議論したいと考えております。

非常に簡単ではございますけれども、大体、今のようなところを主要な論点に審議の取りまとめという形でよろしいでしょうか。特に御異議はございませんか。

それでは、そのようにまとめさせていただきます。もうそろそろ時間となってしまいました。予定していた時間となりましたため、長時間になりましたが、本日の審議はこここでさせていただきます。

第2回の部会に関しては、今日は2つかなり大きな宿題が出たかと思うのですが、それに関して議論を進めていくこと、残りの事項はもうかなり少なくなってきたのではないかと思うのですが、それについて議論させていただく、本日の部会自体の審議につきましては、6月の統計委員会において私から報告させていただきます。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

**○柳堀総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官室主査** 事務局からです。次回の部会は6月22日（火）14時から開催いたします。新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては次回もWeb開催となる可能性があります。実開催となった場合は第2庁舎内の6階特別会議室にて行います。

なお、本日の部会の審議内容について、追加の御質問やお気付きの点等がございましたら、6月8日（火）16時までに、メールにより事務局まで御連絡をお願いします。

最後に、本日の部会の結果概要については、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

**○椿部会長** どうもありがとうございました。本日の議事進行は私自体も自宅からということで大変慣れないところがあって、御迷惑をおかけしたかもしれませんけれども、お詫び申し上げます。本日は本当に長時間にわたって御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。次回の部会審議も是非よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上